

静岡県公安委員会規則第11号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年8月8日

静岡県公安委員会委員長 生座本 磯 美

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 前				改 正 後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
下田警察署	松崎所在地	賀茂郡松崎町江奈170番地の1	松崎町のうち江奈、櫻田、伏倉、松崎、宮内	下田警察署	松崎所在地	賀茂郡松崎町峰輪440番地の9	松崎町のうち明伏、池代、江奈、大澤、門野、建久寺、小杉原、櫻田、伏倉、那賀、南郷、船田、松崎、峰輪、宮内、吉田
	(略)				(略)		
	吉佐美警察官駐在所	下田市吉佐美558番地の4	(略)		吉佐美警察官駐在所	下田市吉佐美1252番地の1	(略)
	(略)				(略)		
	田子警察官駐在所	(略)			田子警察官駐在所	(略)	
	中川警察官駐在所	賀茂郡松崎町峰輪50番地	松崎町のうち明伏、池代、大澤、門野、建久寺、小杉原、那賀、南郷、船田、峰輪、吉田		中川警察官駐在所	(略)	
浜崎警察官駐在所	(略)		浜崎警察官駐在所	(略)			
(略)			(略)				
沼津警察署	愛鷹交番	(略)		沼津警察署	愛鷹交番	(略)	
	内浦交番	(略)	沼津市内浦三津337番地の6		沼津市内浦三津337番地の6	沼津市のうち内浦重須、内浦小海、内浦重寺、内浦長浜、内浦三津、江浦、口野、多比、西	

大岡交番	(略)		
(略)			
浮島警察官駐在所	(略)		
内浦警察官駐在所	沼津市内 浦三津88番地の12	沼津市のうち 内浦重須、内浦小海、内浦重寺、内浦長浜、内浦三津	
江浦警察官駐在所	沼津市江浦42番地の90	沼津市のうち 江浦、口野、多比	
大平警察官駐在所	(略)		
(略)			
戸田警察官駐在所	(略)		
西浦警察官駐在所	沼津市西浦久連8番地	沼津市のうち 西浦足保、西浦江梨、西浦木負、西浦久連、西浦久科、西浦古宇、西浦河内、西浦立保、西浦平沢	
(略)			
御殿場警察署	(略)		
	御殿場駅前交番	御殿場市新橋1938番地の6	御殿場市のうち 川島田の一部、茱萸沢の一部、御殿場の一部、新橋の一部、西田中の一部、二枚橋の一部、萩原の一部、東田中の一部
(略)			
中畑交番	(略)		

			浦足保、西浦江梨、西浦木負、西浦久連、西浦久科、西浦古宇、西浦河内、西浦立保、西浦平沢
大岡交番	(略)		
(略)			
浮島警察官駐在所	(略)		
大平警察官駐在所	(略)		
(略)			
戸田警察官駐在所	(略)		
(略)			
御殿場警察署	(略)		
	御殿場駅前交番	御殿場市新橋1938番地の6	御殿場市のうち 茱萸沢の一部、御殿場の一部、新橋の一部、西田中の一部、二枚橋の一部、萩原の一部、東田中の一部
(略)			
中畑交番	(略)		
原里印野交番	御殿場市川島田1308番地	御殿場市のうち 板妻、印野、神場、神場1・2・3丁目、川島田、杉名	

東田中 交番	御殿場市 東田中 1890番地 の1	御殿場市のうち 小倉野、 <u>川島田の一 部</u> 、新橋の一部、二 の岡一丁目、萩原の 一部、東田中の一 部、東田中一・二・ 三丁目、東山、深沢	
富士岡 交番	御殿場市 中山1134 番地	御殿場市のうち 大坂、竈、 <u>川島田の一 部</u> 、神山、神山平 1・2・3丁目、駒 門、駒門1丁目、 <u>杉 名沢</u> 、沼田、萩蕪、 萩原の一部、中清 水、中山、新橋の一 部、富士見原1・ 2・3丁目、二子、 保土沢の一部	
足柄警 察官駐 在所	(略)		
板妻警 察官駐 在所	御殿場市 板妻109 番地の11	御殿場市のうち 板妻、神場、神場 1・2・3丁目、保 土沢の一部	
印野警 察官駐 在所	御殿場市 印野1667 番地の7	御殿場市のうち 印野、永塚の一部、 保土沢の一部	
川島田 警察官 駐在所	御殿場市 川島田 1308番地	御殿場市のうち <u>川島田の一部</u> 、永塚 の一部、保土沢の一 部	
北郷警 察官駐 在所	(略)		
(略)			
清水 警察署	(略)		
庵原町 交番	静岡県清 水区庵原 町68番地	静岡県清水区のうち 伊佐市、庵原町、尾 羽、草ヶ谷、下野、 下野北、下野中、下 野東、杉山、原、広 瀬、茂畑、八坂北 一・二丁目、八坂 町、八坂西町、八坂 東一・二丁目、八坂	

			沢、永塚、保土沢
東田中 交番	御殿場市 東田中 1890番地 の1	御殿場市のうち 小倉野、新橋の一 部、二の岡一丁目、 萩原の一部、東田中 の一部、東田中一・ 二・三丁目、東山、 深沢	
富士岡 交番	御殿場市 中山1134 番地	御殿場市のうち 大坂、竈、神山、神 山平1・2・3丁 目、駒門、駒門1丁 目、沼田、萩蕪、萩 原の一部、中清水、 中山、新橋の一部、 富士見原1・2・3 丁目、二子	
足柄警 察官駐 在所	(略)		
北郷警 察官駐 在所	(略)		
(略)			
清水 警察署	(略)		
庵原町 交番	静岡県清 水区庵原 町68番地	静岡県清水区のうち 新丹谷、伊佐市、庵 原町、尾羽、草ヶ 谷、下野、下野北、 下野中、下野東、杉 山、原、広瀬、茂 畑、八坂北一・二丁 目、八坂町、八坂西 町、八坂東一・二丁	

			南町、山切、山原、吉原
	(略)		
静岡中央警察署	(略)		
	麻機交番	静岡市葵区北一丁目18番11号	静岡市葵区のうち赤松、有永、漆山、北、北一・二・三・四・五丁目、芝原、羽高、東、東一・二丁目、平柳、前林、南、柳原
	(略)		
	城北交番	静岡市葵区北安東四丁目27番4号	静岡市葵区のうち池ヶ谷、池ヶ谷東、大岩四丁目、唐瀬一・二・三丁目、北安東三・四・五丁目、城北、城北二丁目、岳美、 <u>岳美一丁目</u>
	(略)		
(略)			
牧之原警察署	(略)		
	地頭方警察官駐在所	牧之原市新庄30番地	(略)
	(略)		
菊川警察署	(略)		
	浜岡交番	御前崎市池新田3250番地の1	(略)
	(略)		
掛川警察署	(略)		
	上内田警察官駐在所	掛川市和田70番地の3	掛川市のうち板沢、上内田、岩井寺、結緑寺、子隣、杉谷、杉谷一・二丁目、杉谷南1・2丁目、矢崎町、和田
	(略)		
(略)			
磐田	(略)		

			目、八坂南町、山切、山原、吉原
	(略)		
静岡中央警察署	(略)		
	麻機交番	静岡市葵区北一丁目18番11号	静岡市葵区のうち赤松、 <u>あさはた一・二丁目</u> 、有永、漆山、北、北一・二・三・四・五丁目、芝原、羽高、 <u>羽高町</u> 、東、東一・二丁目、平柳、前林、南、柳原
	(略)		
	城北交番	静岡市葵区北安東四丁目27番4号	静岡市葵区のうち池ヶ谷、池ヶ谷東、大岩四丁目、唐瀬一・二・三丁目、北安東三・四・五丁目、城北、城北二丁目、岳美、 <u>岳美一・1丁目</u>
	(略)		
(略)			
牧之原警察署	(略)		
	地頭方警察官駐在所	牧之原市地頭方1丁目24番地1	(略)
	(略)		
菊川警察署	(略)		
	浜岡交番	御前崎市池新田5151番地の8	(略)
	(略)		
掛川警察署	(略)		
	上内田警察官駐在所	掛川市和田70番地の3	掛川市のうち板沢、上内田、岩井寺、結緑寺、 <u>紅葉台</u> 、子隣、杉谷、杉谷一・二丁目、杉谷南1・2丁目、矢崎町、和田
	(略)		
(略)			
磐田	(略)		

警察署	磐田駅前交番	磐田市中泉2292番地の1	磐田市のうち 安久路1・2丁目、 今之浦1・2・3・ 4・5丁目、大泉 町、 <u>大原の一部、上 大之郷、上岡田、城 之崎1・2・3・4 丁目、国府台、下大 之郷、下岡田、天 龍、鳥之瀬、中泉、 中泉1・2・3・4 丁目、二之宮、二之 宮浅間、二之宮東、 見付の一部</u>	警察署	磐田駅前交番	磐田市中泉2292番地の1	磐田市のうち 安久路1・2丁目、 今之浦1・2・3・ 4・5丁目、大泉 町、城之崎1・2・ 3・4丁目、国府 台、鳥之瀬、中泉、 中泉1・2・3・4 丁目、二之宮、二之 宮浅間、二之宮東、 見付の一部
	向陽交番	(略)	向陽交番		(略)		
	(略)				(略)		
	竜洋交番	(略)	竜洋交番		(略)		
	千手堂警察官駐在所	磐田市千手堂1153番地	磐田市のうち <u>北島、千手堂、豊 島、中野、浜部、方 正寺</u>		磐田南部交番	磐田市千手堂1153番地	磐田市のうち <u>新島、大原の一部、 上大之郷、上岡田、 北島、刑部島、草 崎、小島、鮫島、下 大之郷、下岡田、白 拍子、真光寺、千手 堂、天龍、豊島、中 野、長須賀、野箱、 浜部、前野、万正寺</u>
	十束警察官駐在所	(略)	十束警察官駐在所		(略)		
	富岡警察官駐在所	(略)	富岡警察官駐在所		(略)		
	長野警察官駐在所	磐田市小島734番地	磐田市のうち <u>新島、刑部島、草 崎、小島、鮫島、白 拍子、真光寺、長須 賀、野箱、前野</u>		御厨警察官駐在所	(略)	
	御厨警察官駐在所	(略)	御厨警察官駐在所		(略)		
	(略)				(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表清水警察署の部、静岡中央警察署の部及び掛川警察署の部の改正規定 公布の日
- (2) 別表沼津警察署の部及び牧之原警察署の部の改正規定 平成29年8月9日
- (3) 別表菊川警察署の部の改正規定 平成29年8月10日
- (4) 別表磐田警察署の部の改正規定 平成29年8月23日
- (5) 別表下田警察署の部松崎所在地の項の改正規定及び同部中川警察官駐在所の項を削る改正規定 平成29年8月24日
- (6) 別表御殿場警察署の部の改正規定 平成29年8月28日
- (7) 別表下田警察署の部吉佐美警察官駐在所の項の改正規定 平成29年9月1日